

平成20年5月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小川 祐貴子

平成19年(ワ)第21273号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日・平成20年4月11日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

荒 井 哲 朗

東京都千代田区麴町二丁目2番4号

被 告

株式会社Systematic Trading  
Solution(Japan)

(以下「被告会社」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役

三 輪 [Redacted]

埼玉県 [Redacted]

被 告

三 輪 [Redacted]

(以下「被告三輪」という。)

[Redacted]

被 告

山 口 [Redacted]

(以下「被告山口」という。)

[Redacted]

被 告

金 村 [Redacted]

(以下「被告金村」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

溝 井 [Redacted]

(以下「被告溝井」という。)

同 訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金849万7130円及びこれに対する平成19年8月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 事案の概要

本件は、原告が、被告会社の従業員から勧誘されてした原油の海外先物取引（以下「本件取引」という。）によって損害を被ったとして、被告会社、被告会社の代表者（被告三輪）及び本件取引に関与した被告会社の従業員（被告山口、被告金村及び被告溝井）に対し、不法行為に基づき、連帯して総額849万7130円の損害賠償及びこれに対する被告らへの本件訴状の送達日より後の日である平成19年8月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

- (1) 原告は、昭和16年[REDACTED]生まれの主婦であり、平成11年に夫と離婚し、県営住宅で娘と二人で暮らしている。原告の年収は、200万円程度であり、これは、ヘルパーの仕事（アルバイト）による収入や年金等である。本件取引を開始した当時、原告には、老後の生活資金に充てるための預貯金

が800万円程度あった。本件取引をするまで、原告には、株取引を始めとして、投資や商品取引の経験が全くなかった。(甲2, 乙1, 2)

- (2) 被告会社は、海外先物商品取引の受託等を業とする会社であり、被告三輪は、被告会社の代表取締役である。被告山口、被告金村及び被告溝井は、被告会社の本店国際営業部所属の従業員(その肩書は、被告山口が次長、被告金村及び被告溝井がいずれも部長であった。)であり、本件取引に具体的に関与した者である。
- (3) 平成19年3月9日、被告山口は、手許にあった名簿(名簿名「天然ハーブ」)から選び出した原告に電話をかけて、本件取引を勧誘した上、同月12日、原告方を訪れ、玄関先で植木の手入れをしていた原告に対し、パンフレット等を渡して本件取引を勧誘した。(乙1)
- (4) その後も、被告山口は、原告に何度も電話をかけて、本件取引を勧誘し、平成19年4月23日に原告方を訪れる約束を取り付けた。同日、被告山口と被告溝井は、原告方を訪れ、原告との間で、海外商品先物取引口座設定申込書(乙2号証)、受領書(乙3号証)、申出書(乙4号証)、海外商品先物取引に関するアンケート(乙5号証)、確認書(乙6号証)及び売買取引委託契約書(乙12号証)を取り交わし、原告から現金100万円の交付を受けた。
- (5) 平成19年4月24日、被告山口と被告溝井は、原告方を訪れた後、原告を被告会社に連れて行き、原油価格を表示しているコンピュータの画面を見せて原油価格の状況等を説明した。その後、被告山口は、原告を銀行まで送り、原告が銀行から引き出した現金400万円の交付を受けた。
- (6) 平成19年5月8日、被告会社における原告の担当は、被告山口及び被告溝井から被告金村に変更となった。原告は、被告金村から言われて、同月30日に175万円、同年6月15日に100万円を交付した。これらは、いずれも追証が発生したため、差し入れを求められたものであった。

(7) 平成19年5月18日、原告は、被告金村から保証金が不足しているので、6万1000円が必要であると言われ、被告会社の従業員に同金員を交付した。

(8) 本件取引は、別紙建玉分析表記載のとおり、平成19年4月24日から同年7月6日まで行われた。これにより、原告は、総額771万7130円の損失を被った。

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

#### (1) 本件取引の違法性（争点1）

##### （原告の主張）

被告会社の従業員である被告山口、被告金村及び被告溝井は、高齢である原告方に不招請勧誘を行い、その年齢、収入・資産、投資経験、知識・能力からして明らかに投機的取引の適格性を欠く原告に対し、説明と呼べるような説明をせず、また、「絶対に儲けが出る。」などと断定的な判断を提供し、不可避的に生じる一任状況に乗じて著しく過当な取引を行い、原告から、その老後の生活資金に充てるための預貯金をほとんどすべて奪い取った。したがって、本件取引には、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反・過当取引、一任売買という違法性があるのみならず、公序良俗違反という強度の違法性がある。

##### （被告らの主張）

原告は、まだ60歳代で高齢であるとはいえないし、投資経験はないにしても、誰でも、最初は投資経験がないものである。初心者であれば、知識がないのは当然であって、そのことをもって、投機的取引の適格性がないとはいえない。被告会社の従業員は、原告に対し、資料を見せながら、海外先物商品取引の仕組みや危険性を説明している。その際、原告に対し、「絶対に儲けが出る。」などと甘言を弄したり、虚偽を述べたことはない。また、原告は、自ら新聞やテレビのニュースで原油価格を確認しており、格別に能力

が不足していたとはいえないし、被告山口らと相談の上、自らの意思で本件取引の注文を出していた。したがって、本件取引には、原告が主張するような違法性はない。

(2) 被告らの不法行為責任（争点2）

（原告の主張）

ア 本件取引は、被告会社の従業員である被告山口、被告金村及び被告溝井が役割（無差別の勧誘を行う者、取引に引きずり込む者及び追加の資金を奪う者という役割）を分担して組織的に行ったものであるから、同被告らは、民法719条に基づく共同不法行為責任を負う。そして、本件取引は、偶発的な現象ではなく、被告会社の営業方針や営業姿勢に由来する構造的な現象であるから、被告会社は、民法715条に基づく使用者責任のみならず、法人としての固有の不法行為責任を負うというべきである。また、本件取引は、適合性原則の遵守等、受託者としての基本的な注意義務に違反したものであるから、被告会社の代表者である被告三輪は、違法な取引を従業員に行わせた者として、共同不法行為責任を負うというべきであり、仮に、そうでないとしても、被告三輪は、被告会社の代表者として、従業員に対する業務監督義務の遂行について重大な過失があったというべきであるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を免れない。

イ 被告溝井の主張イは争う。

適合性原則違反が明らかであって、公序良俗違反という強度の違法性もある本件において、被告溝井が主張する過失相殺をすることは、正義と公平に反する。仮に、過失相殺をする場合には、本件取引の一部（本件取引に関する契約を締結した平成19年4月23日から14日を経過した日以降にされたものでない取引）の効果は、原告には帰属しないから（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律8条）、その部分を過失相殺の対象から除外すべきである。

(被告溝井以外の被告らの主張)

原告の主張アは争う。

(被告溝井の主張)

ア 原告の主張アは争う。

なお、被告溝井の本件取引への関与は、平成19年4月23日から同年5月8日までであり、その関与の程度も希薄である。すなわち、被告溝井は、被告山口から本件取引の手助けを頼まれて、その一部に機械的に関与しただけであって、本件取引を主導していないし、原告に損失を出したのは、被告金村である。また、本件取引は、被告会社において組織的に行われたものではなく、被告溝井は、本件取引の詳細を把握していなかった。

したがって、仮に、被告溝井も不法行為責任を負うとしても、その責任は、極めて限定された範囲であるから、被告溝井に対し、本件取引の全体について連帯責任を負わせるべきではない。

イ 原告は、被告山口から海外先物商品取引の危険性について説明を受け、その危険性を十分に理解した上で、自らの判断で本件取引を開始したのであり、また、被告らから取引の状況の説明を受け、途中で取引を停止することができたにもかかわらず、これを拒否し、自らの判断で取引を継続したのであるから、原告にも相応の過失がある。したがって、仮に、被告溝井が不法行為責任を負う場合には、過失相殺をすべきである。

(3) 原告が被った損害 (争点3)

(原告の主張)

原告は、本件取引によって、以下のア及びイの合計849万7130円の損害を被った。

ア 本件取引による損失額 771万7130円

イ 本件訴訟の弁護士費用 78万円

(被告らの主張)

原告の主張は争う。ただし、本件取引による損失額が771万7130円であることは認める。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件取引の経緯等について

前記前提事実証拠（甲2，乙1ないし6，12，丙3，原告本人，被告溝井本人）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

- (1) 原告は、昭和16年 [REDACTED] 生まれの主婦であり、平成11年に夫と離婚し、県営住宅で娘と二人で暮らしている。原告には、就労による定期的な収入はない。原告の年収は、200万円程度であるが、これは、ヘルパーの仕事（アルバイト）による収入のほか、娘からの援助と年金を併せたものである。本件取引を開始した当時、原告には、老後の生活資金のために積み立てていた預貯金が800万円程度あった。原告は、本件取引をするまで、株取引を始めとして、投資や商品取引をした経験が全くなかった。
- (2) 被告会社は、海外先物商品取引の受託等を業とする会社であり、被告三輪は、被告会社の代表取締役である。他の被告らは、被告会社の本店国際営業部所属の従業員であり、国際営業部長の被告金村の下で、被告溝井が部長、被告山口が次長として働いていた。
- (3) 平成19年3月9日、被告山口は、「天然ハーブ」という名称の名簿から無作為に選び出した原告に対し、電話をかけて本件取引を勧誘した。原告は、「うちはお金もないから、やりません。」などと言って、これを断ったが、被告山口は、その後も原告に電話をかけ、同月12日、いきなり原告方を訪れ、玄関先で植木の手入れをしていた原告に対し、パンフレット等を渡して本件取引を勧誘した。その後も、被告山口は、原告に何度も電話をかけて本件取引を執拗に勧誘し、ついに、原告に「100万円くらいなら、取引をしても仕方がない。」などと思わせ、同年4月23日に原告方を訪れる約束を取り付けた。

(4) 平成19年4月23日、被告山口と被告溝井は、原告方を訪れ、原告との間で、海外商品先物取引口座設定申込書（乙2号証）、受領書（乙3号証）、申出書（乙4号証）、海外商品先物取引に関するアンケート（乙5号証）、確認書（乙6号証）及び売買取引委託契約書（乙12号証）を取り交わし、原告から現金100万円の交付を受けた。これらの書類には、いずれも、原告の署名捺印がされているが、これらの署名捺印は、同被告らから「これに住所とお名前を。」などと次々に指示されるままにしたものであった。また、申出書（乙4号証）は、原告が全文を自書して署名捺印したものであり、そこには「取引の仕組みルールを理解した上で、自己資金の範囲内で自己の責任において無理なく取引を行います」と記載されているが、これは、被告溝井から言われるままを書き留めたものであった。さらに、海外商品先物取引に関するアンケート（乙5号証）において、原告は、すべての項目について「理解できた」と回答している（「理解できた」と「わからない」という二つの回答のうち、「理解できた」に丸を付けている。）が、これは、「パンフレットを後でゆっくり見れば分かりますから、丸をしてください」などとせかされて、パンフレットを見る暇もなく、丸を付けたものであった。

このようにして、原告は、被告会社との間で本件取引に関する契約書等を作成したが、原油の海外先物取引がどういうものであるかを全く理解していなかったし、被告溝井から「石油の値段が上がる。絶対に儲けが出る。」などと言われて、海外先物商品取引にリスクがあることも分かっていなかった。

(5) 平成19年4月24日、原告方を訪れた被告山口と被告溝井は、「会社を見たくないですか。」などと言って、原告を被告会社に連れて行った。同被告らは、原告に対し、原油価格を表示しているコンピュータの画面を見せて原油価格の状況や取引の様子を説明して、被告会社を信用させた上で、「絶対上がるんだから、もっとお金を預けてくれませんか。しょっちゅうお金を振込んでもらうのも手間だし、全部使ったりはしませんから、500万円に



してもらえませんか。」などと言って、原告に400万円の追加の資金提供を決意させた。そこで、被告山口は、原告を銀行まで送り、原告に銀行から現金400万円を引き出させて、同金員の交付を受けた。

(6) 本件取引は、別紙建玉分析表記載のとおり、平成19年4月24日から同年7月6日まで行われ、これにより、原告は、総額771万7130円の損失を被った。この間、被告会社における原告の担当は、平成19年5月8日に、被告山口及び被告溝井から被告金村に変更となった。原告は、被告金村から言われて、同月30日に175万円、同年6月15日に100万円を交付したが、これらは、いずれも追証（保証金の追加）が発生したため、差し入れを求められたものであった。また、原告は、平成19年5月18日にも、被告金村から保証金が不足しているため、6万1000円が必要であると言われ、被告会社の従業員に同金員を交付した。

(7) 原告は、上記のとおり、原油の海外先物取引がどのようなものであるのかを全く理解していなかったため、本件取引について具体的な注文を出したことはなく、被告会社の従業員には「ちゃんとやってね。」などと言ったことがあるだけであった。

## 2 争点1（本件取引の違法性）について

証拠（乙13、14）及び弁論の全趣旨によると、海外先物商品取引は、少額の証拠金（担保金）による差金決済という取引手法のために、多額の取引が可能となる（本件取引においては、1取引単位当たりの証拠金の金額は50万円であるのに対し、1取引単位の取引高は700万円程度となる。）一方で、経済状況の変化等によって商品市場における商品価格に短期間のうちに急激な値動きが生じたり、ドル・円の為替変動によって多額の差損が生じたりすることがあるため、極めて投機性の高い取引であって、取引参加者に予期せぬ巨額の損失を被らせる危険性が大きいこと、したがって、海外先物商品取引に参加するためには、当該商品市場における商品価格の変動や為替変動を的確に予測

し、それらの変動に対して即時的な判断・対応ができるだけの専門的な知識と経験のあることが必要であり、また、予期せぬ損失や証拠金の追加（追証）に対応することができるだけの資金の余力のあることも必要であることが認められる。

ところが、原告は、前示のとおり、本件取引をするまで全く投資経験のなかった年配の主婦（本件取引の開始当時、65歳）であって、定期的な就労収入はなく、アルバイト収入や娘からの援助と年金に頼って生活をしてきた者であり、年収は、200万円程度しかなく、資産も、自らの老後の生活に充てるための預貯金が800万円程度あっただけであるから、原告が上記のとおり投機性の極めて高い海外先物商品取引を行う適格性を欠いていたことは明らかである。

そして、証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、被告山口、被告金村及び被告溝井は、原告に投資経験が全くないことや、上記のような原告の収入や資産の状況を知っていたものと認められるから、同被告らが海外先物商品取引を行う適格性のない原告を勧誘して本件取引を行ったことは、適合性原則に違反する不法行為に当たるということが出来る（なお、付言するに、上記1の認定によれば、被告山口と被告溝井は、原告との間で本件取引に関する契約書等を取り交わした当日とその翌日という、わずか2日の間に、原告から500万円を交付させているが、同被告らに対して原告が申告した預貯金の額が500万円であったこと（乙1、2）からすると、同被告らは、最初から、原告が有する預貯金の全部を海外先物商品取引に投資させようとする意図をもって、原告を本件取引に勧誘したのではないかとの疑いも抱かざるを得ない。）。

これに対し、被告らは、被告山口と被告溝井が、平成19年4月23日に原告方を訪れた際に、被告会社のパンフレット（乙13号証）や海外商品市場における先物取引委託の手引き（乙14号証）等を原告に交付して、海外先物商品取引の仕組みやその危険性を説明し、原告がそれらを十分に理解した上で契

約書（乙12号証）等を作成したと主張し、被告溝井は、本人尋問において、これに沿う供述をし、同人の陳述書（丙3号証）にも同旨の陳述記載がある。

しかしながら、上記の資料や契約書等の内容は、極めて専門的かつ技術的なものであって、投資経験の全くない年配の主婦が、短時間の説明を受けただけで、理解することができるようなものではないというべきであるし、原告が契約書等を作成したからといって、そのことから直ちに原告がその内容を十分に理解していたとはいえない。むしろ、上記1の認定によると、原告は、被告山口と被告溝井から指示されるままに署名捺印をして契約書等を作成したものと認められるから、原告が契約書等を作成したことをもって、原告が海外先物商品取引の仕組みやその危険性を理解することができたとは到底いえないというべきである。

したがって、被告らの上記主張は採用することができず、原告が海外先物商品取引を行う適格性を欠いていたとの上記認定は左右されない（なお、上記のとおり、被告会社の従業員が原告に対してした海外先物商品取引の仕組みやその危険性についての説明は形式的なものにすぎず、これによって原告が本件取引の仕組みやその危険性を理解することができたとは到底いえないから、本件取引については、説明義務違反の違法性もあるということが出来る。）。

以上によれば、本件取引が違法であることは、その余の点について判断するまでもなく、明らかである。

### 3 争点2（被告らの不法行為責任）について

(1) 前記1及び2によれば、被告山口は被告溝井の直属の部下、被告金村は被告溝井の直近の上司という関係にあり、こうした上下関係にあった同被告らが連携して違法な本件取引を行ったものと認められ、その結果として原告が後記4の損害を被ったのであるから、同被告らの行為と本件取引による損害の発生との間には相当因果関係があるものというべきであって、同被告らは、民法719条に基づく共同不法行為責任を免れない。

これに対し、被告溝井は、本件取引の一部に関与しただけであり、本件取引を主導していないなどとして、仮に、不法行為責任を負うとしても、その責任は極めて限定された範囲であるから、本件取引の全体について連帯責任を負わせるべきではないと主張するが、被告溝井が主張する事情は、いずれも、被告溝井の行為と本件取引による損害の発生との間に認められる相当因果関係を遮断するようなものとはいえないから、被告溝井の上記主張は採用することができない。

また、被告溝井は、原告にも、海外先物商品取引の危険性を十分に理解しながら、自らの判断で本件取引を開始し、これを継続したという過失があるから、過失相殺をすべきであると主張するが、前示のとおり、そもそも原告が海外先物商品取引の仕組みやその危険性を理解していたとはいえないから、過失相殺の主張は、その前提を欠くものというべきである。

したがって、被告溝井の上記主張は、いずれも採用することができないから、被告溝井も、被告山口及び被告金村と同様、本件取引によって原告が被った損害の全額について賠償責任を免れない。

- (2) そして、前示のとおり、本件取引は、被告山口、被告金村及び被告溝井が連携して行ったものであること、同被告らは、被告会社の本店国際営業部に所属し、それぞれ、次長又は部長の肩書を有する幹部従業員であったことに加えて、被告溝井の供述によれば、被告会社においては、海外先物商品取引に勧誘する顧客の情報（乙1号証（見込み客情報カード）等の内部文書）は、国際営業部のほか、管理部にも回され、最終的には被告会社の代表取締役である被告三輪の決裁を受けていたというのであるから、本件取引は、被告会社の代表者である被告三輪の了承の下に、被告会社が組織的に行ったものと認めるのが相当である。

したがって、被告三輪も、被告山口、被告金村及び被告溝井とともに、本件取引によって原告が被った損害について民法719条に基づく共同不法行

為責任を免れない。

(3) さらに、被告会社は、被告山口、被告金村及び被告溝井の使用者であり、同被告らが被告会社の業務の執行に当たって違法な本件取引を行い、その結果として原告が後記4の損害を被ったのであるから、被告会社は、民法715条に基づく使用者責任を免れない。

(4) そうすると、被告らは、いずれも、本件取引によって原告が被った損害について共同不法行為責任を負うことになる。

#### 4 争点3（原告が被った損害）について

原告が本件取引によって総額771万7130円の損失を被ったことについては、当事者間に争いが無いから、同金額をもって本件取引による原告の損失額と認めるのが相当である。

そして、原告が本件訴訟代理人に対して本件訴訟の追行を委任し、報酬の支払を約束したことは、弁論の全趣旨から明らかであるところ、本件事案の性質、本件取引による上記損失額等にかんがみるならば、弁護士費用として78万円を被告らに負担させるのが相当である。

したがって、被告らは、原告に対し、連帯して本件取引の損失額771万7130円及び弁護士費用78万円の合計額849万7130円を支払う義務がある。

#### 5 結論

よって、被告らに対して連帯して金849万7130円及びこれに対する被告らへの本件訴状の送達日より後の日である平成19年8月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める原告の請求は、いずれも理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第6部

裁 判 官 原 優

# 建玉分析表

全銘柄

特定売買判定方法: A: 1 (全件に判定) 成立日、不0、重複有、銘柄単独、Y: 1: 成立日+銘柄+成立時間+通番+マカマ+No+登録番号

No.	成立日	銘柄名	時間	通番	限月	新No.	値段	売数	売	委託玉	買	買数	売残	買残	取引金額	売買損益金	手数料	差引損益金	期間	直	途	日	商	不	
1	2007/04/24	IPE原油			2007/07		66.9500				新	5	0	5	334,750.00										
2	2007/04/25	IPE原油			2007/07		68.6100				新	5	0	10	343,050.00										
3	2007/04/26	IPE原油			2007/07	1	68.5500	5	決						342,750.00	8,000.00	262,500.00	694,300.00	2						
4	2007/04/26	IPE原油			2007/07		68.6000				新	5	0	10	343,000.00										
5	2007/05/08	IPE原油			2007/07	2	65.1700	5	決						325,850.00	-17,200.00	262,500.00	-2,326,500.00	13						
6	2007/05/08	IPE原油			2007/07	4	65.1700	2	決						130,340.00	-6,860.00	105,000.00	-928,200.00	12						
7	2007/05/16	IPE原油			2007/08		68.2500				新	1	0	4	68,250.00										
8	2007/05/17	IPE原油			2007/08		70.5200				新	1	0	5	70,520.00										
9	2007/05/18	IPE原油			2007/07	4	70.2000	3	決						210,600.00	4,800.00	157,500.00	423,780.00	22						
10	2007/05/18	IPE原油			2007/08	7	70.4500	1	決						70,450.00	2,200.00	52,500.00	213,920.00	2						
11	2007/05/18	IPE原油			2007/08		70.5000				新	5	0	6	352,500.00										
12	2007/05/25	IPE原油			2007/08	8	71.4400	1	決						71,440.00	920.00	52,500.00	59,464.00	8						
13	2007/05/25	IPE原油			2007/08	11	71.4400	5	決						357,200.00	4,700.00	262,500.00	309,490.00	7						
14	2007/05/25	IPE原油			2007/08		71.5300				新	6	0	6	429,180.00										
15	2007/05/28	IPE原油			2007/08		70.5100				新	1	0	7	70,510.00										
16	2007/06/07	IPE原油			2007/08	14	70.9300	6	決						425,580.00	-3,600.00	315,000.00	-750,600.00	13						
17	2007/06/07	IPE原油			2007/08	15	70.9300	1	決						70,930.00	420.00	52,500.00	-1,680.00	10						
18	2007/06/07	IPE原油			2007/09		71.1100	7	新						497,770.00										
19	2007/06/08	IPE原油			2007/09		68.9700	2	新						137,940.00										
20	2007/06/11	IPE原油			2007/09	18	68.8300				決	7	2	0	481,810.00	15,960.00	367,500.00	1,574,832.00	4						
21	2007/06/11	IPE原油			2007/09		68.7900	10	新						687,900.00										
22	2007/06/15	IPE原油			2007/09	21	72.3500				決	6	6	0	434,100.00	-21,360.00	315,000.00	-2,950,824.00	4						
23	2007/06/18	IPE原油			2007/09	19	72.8900				決	1	5	0	72,890.00	-3,920.00	52,500.00	-537,012.00	10						
24	2007/06/19	IPE原油			2007/09	19	72.8000				決	1	4	0	72,800.00	-3,830.00	52,500.00	-525,122.00	11						
25	2007/07/04	IPE原油			2007/09	21	73.9100				決	3	1	0	221,730.00	-15,360.00	157,500.00	-2,040,636.00	23						
26	2007/07/06	IPE原油			2007/09	21	75.9200				決	1	0	0	75,920.00	-7,130.00	52,500.00	-932,342.00	25						
																-42,260.00	2,520,000.00	-7,717,130.00	4	1	0	0	1		

売買損益計: -42,260.00  
 差引損益計: -7,717,130.00

手数料計: 2,520,000.00